

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

昭和六十年七月十日

宮城県条例第十九号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第四十八条第一項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第二条 県内(仙台市の区域を除く。以下同じ。)において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第三条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次項第三号において同じ。)

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所

四 営業区域(一の市町村を単位とする区域をいう。以下同じ。)に係る市町村名

五 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専ら担当する営業区域の名称

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が第五条第一項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書面

二 第十条第三項に規定する器具の明細を記載した書面

三 営業区域ごとに連絡をとつている浄化槽清掃業者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を記載した書面

四 その他規則で定める書類

(登録の実施)

第四条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域が所在する市町村の長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、第一項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第五条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

- 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その取消の日以前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその取消の日から二年を経過しないもの
 - 四 第十二条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
 - 六 法人でその役員のうち前各号の一に該当する者があるもの
 - 七 第十条第一項から第三項までに規定する要件の一を欠く者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(平七条例三〇・一部改正)

(変更の登録)

第六条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、知事の変更の登録を受けなければならない。

- 2 第三条、第四条第一項及び第二項並びに前条の規定(営業区域に関するものに限る。)は、前項に規定する変更の登録の申請、実施及び拒否について準用する。

(変更の届出)

第七条 浄化槽保守点検業者は、第三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき(前条第一項に該当する場合を除く。)は、規則で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第八条 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することとなつた場合において、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

五 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第九条 知事は、前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者及び営業区域であつた区域が所在する市町村の長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第十条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。ただし、営業所の設置については、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の浄化槽管理士は、営業区域ごとに専任でなければならない。ただし、その営業区域において保守点検の委託を受けた浄化槽の基数が少ない等相当の理由がある場合は、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前三項の規定の一に抵触する場合は生じたときは、二週間以内にこれらの規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(営業上の遵守事項)

第十一条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、又は実地に監督させなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び当該浄化槽の管理者から委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させなければならない。

(登録の取消し等)

第十二条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第二条第一項若しくは第三項又は第六条第一項の規定による登録を受けたとき。
 - 二 第五条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までの一に該当することとなつたとき。
 - 三 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 第九条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(聴聞の方法の特例)

第十三条 知事は、前条第一項の規定による登録の取消処分をしようとするときは、聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(平七条例三〇・全改)

(報告の徴収、立入検査等)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

- 2 知事は、この条例を施行するために特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第十五条 次の各号に掲げる者からは、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- 一 第二条第一項の規定により登録を受けようとする者 二万七千八百円
- 二 第二条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者 二万七千八百円
- 三 第四条第三項の規定により登録簿の謄本の交付を受けようとする者 三百五十円
- 四 第六条第一項の規定により変更の登録を受けようとする者 一万七千五百円

2 手数料は、県の発行する収入証紙により納入しなければならない。

(平五条例一一・平九条例一〇・一部改正)

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条第一項又は第三項の規定による登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 不正の手段により第二条第一項又は第三項の規定による登録を受けた者
- 三 第十二条第一項の規定による命令に違反した者

第十八条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の規定による変更の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 不正の手段により第六条第一項の規定による変更の登録を受けた者
- 三 第十条第四項の規定に違反して措置を講じなかつた者
- 四 第十条第六項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 五 第十一条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- 六 第十四条第一項の規定による報告の求めに応ぜず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から三月間は、第二条第一項の規定にかかわらず、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則(平成五年条例第七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第三〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第一〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に申請又は請求がなされた浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録又は謄本の交付に係る手数料については、なお従前の例による。